萩藩郡方地理図師の職務と地位

―有馬家の筆並騒動を巡って―

山田　稔

はじめに

萩藩絵図方は、江戸時代を通じて、公用絵図類の作製を担当した役職であった。絵図方は、承応元年（一六五二）一月、厚母四郎兵衛就房の就任（御両国絵図方）に始まり、以後、四郎兵衛就種、同房信と、三代にわたって厚母家が受け継いだ。その後、正徳三年（一七一三）六月から明治初年に至るまで、平田仁左衛門敦恒をはじめとする平田家が、正式に家業として世襲した[1]。

萩藩絵図方の職務は、幕府・藩主・藩要路からの依頼による各種絵図類の作製をはじめとして、関連文書の作成、国目付・巡見使来藩時の視察対応、高札方兼帯など多岐にわたっていた。絵図作製を基軸としつつ、いわば総合地誌情報局としての役割を担っており、藩政執行上、欠くことのできない部署の一つであった。

これらの職務に加えて、以前から問題となっていた蔵入地と給領地や村々の境界を明確にするため、享保五年（一七二〇）十二月、平田のほかに、特命を受けた形で大組井上武兵衛が絵図方（明細絵図方）に就任し、防長両国一村ごとの村絵図（「一村限明細絵図」[2]）と「境目書」・「由来書」・「石高書」などの村明細書（「地下上申」[3]）の作成に着手した。同時に、領内の各寺社の由来等を記した「寺社旧記」（「寺社由来」[4]）も作成され、結果的に、領内全域にわたる地誌編纂事業が推し進められた。

この事業遂行のため、井上の片腕として絵図方に付け置かれたのが、雲谷派絵師に学んだ御雇有馬喜惣太であった。喜惣太は、「一村限明細絵図」をはじめ、街道絵図「御国廻御行程記」[5]・「行程記」[6]、地形模型「防長土図」[7]など、数々の優れた作品を残した、近世防長を代表する絵図作製者である。

宝暦十二年（一七六二）九月、喜惣太は、その長年にわたる功績によって寺社組に取り立てられ、「郡方地理図師」の職名を与えられた[8]。これが、萩藩における、地理と絵図を専門とする技術者に対する肩書きの初出となった。

郡方地理図師は、明治三年（一八七〇）五月に家業が解かれるまで[9]、初代喜惣太から六代平太へと、代々受け継がれた。

しかし、この間、四代詠次の代に至って、一つの問題が起きた。それは、寛政十二年（一八〇〇）八月、詠次による有馬家の筆並に関する郡奉行への異議申し立てに端を発し、回答に不満を募らせた詠次の身勝手な振る舞いに対して、ついに逼塞の処罰が下された、というものである。

本稿では、この騒動を巡る詠次と藩のやりとりから浮かび上がった、有馬喜惣太の職務の実態とその処遇、ならびに喜惣太の末裔たちが置かれた状況をとおして、萩藩「郡方地理図師」の職務と地位を明らかにしてみたい。

一　筆並騒動の顛末

有馬家の筆並一件文書は、計二四点あり、「有馬喜惣太郡方付ニ被仰付夫已来追々彼方家ニ付御沙汰物其外一件」[10]と表書きされた袋に収められている。この中には、有馬家の筆並に関する演説や沙汰控のほか、喜惣太の処遇や活動内容を記した文書も含まれている。まずは、この一件文書にしたがって、騒動の経過をたどってみたい。

騒動の発端となったのは、寛政十二年（一八〇〇）八月、有馬詠次が、郡奉行粟屋織江直祐へ提出した一通の演説[11]であった。

演説

私儀、去申春以来就御用御役所日勤仕候処、同秋貴公様只今之御役被蒙仰候付、初て郡方御役所御出勤之当日郡方役人衆連名ニして其筆下へ私名前書調、其書面を以小池九左衛門より貴公様へ入御覧候、一座ニ居合候私其分ニして難差置存候故、即座廉書相調貴公様御間合ニ御覧被成置被下候様と御渡申候書面左之通

演説

私業筋之儀ハ、地理之業ニて寺社組へ御附被成、御役所定居ニ被仰付候て、御両国地理兼て細密ニ僉儀仕居候様被仰渡、夫ニ付段々被仰渡之筋も有之候、扨又元祖儀ハ役所日勤被仰付、年々定法諸郡廻在被仰付候処ニ、其後ハ日勤又廻在をも御引せ被成候付、御役所役人衆と私方連名之書面をも見不申候処、此度貴公様御役被蒙仰候付、御役所役人衆連名付出相成候由にて、役人衆中連名ニして其筆下へ私名前調出候様ニ相見申、甚以承知難相成儀御座候、私儀ハ寺社組之儀ニ付、兼て之御仕成も有之儀ニ御座候間、向後連名事又ハ一席仕候事御

座候節ハ、御役所本〆役只今之通遠近通之節ハ本〆之次えも着座可仕候、又無給通より本〆役所勤仕候節ハ、勿論私上席仕申候間、左様御聞届置被成可被下候、私儀ハ勿論半間内一統之御仕成を以、只今迄執ニても無給通えハ上席仕来り申候、私兼て之御仕成左之通御座候

一御目見大組同席之事

一御城ニて御番食認所大組同席之事

一御蔵元御番食認所向飯台之事

一御初入国御料理被下候節、勿論熨斗目着用仕、無給通り衆之通ニて頂戴被仰付候、此時御名代被差立大組同様御仕成ニて御意有之候事

右之通御座候間、無給通り衆と表方同席之儀少も無御座候付、都合左様被成御聞届可被下候、以上

八月　　有馬詠次

粟屋織江様

寛政十二年（一八〇〇）春以来、詠次は用務のため郡奉行所へ日勤していたが、同年秋、郡奉行に就任した粟屋織江の初出勤の際に、郡奉行所本締役小池九左衛門が提出した郡方役人衆連名の書面で、詠次の筆並が郡方役人衆の筆下になっていることに驚いた。

このままでは済まされないと思った詠次は、即座に前掲の演説（廉書）を認めて、粟屋織江へ提出した。この演説の内容を要約すると、次のようになる。

①自分の役目は地理専門で、寺社組に属し、郡方役所定居の上、防長両国の地理を細密に調査するよう命じられて

いる。

②元祖有馬喜惣太は、役所へ日々出勤し、毎年諸郡へ出張を命じられていたが、その後は日勤や出張もなくなったため、郡奉行所役人衆と自分の連名の書類を見る機会はなかった。

③このたび栗屋織江の郡奉行着任に際して提出された書面を見ると、自分の名前が役人衆の筆下に書かれていた。このことは、承知しがたい事実である。

④自分は寺社組であり、かねてからの処遇もある。今後、連名事や列座する場合、本締役が遠近通の時はその次座に、無給通の時はその上席に着座するので承知して欲しい。私は、現在までいずれも無給通より上席であった。

⑤自分のかねてからの対応は次のとおりである。御目見、御城での御番食は大組と同席。御蔵元での御番食は向飯台。初入国の御料理下賜の際は熨斗目着用、無給通衆のとおりに頂戴。この時は名代を立てて、大組同様に御意を得る。

⑥以上、無給通衆と表方同席の事例は少しもなく、左様承知されたい。

その翌日、小池が詠次のもとを訪れ、昨日、演説を郡奉行衆へ見せたところ、「役人連名の事は規定どおりであり問題はない」

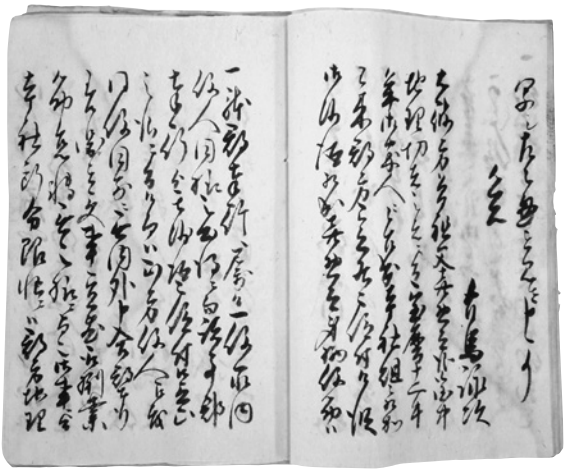

有馬詠次演説ほか綴
（毛利家文庫遠用物・近世後期2862（24の24））

との回答があったことを伝え、書面は返却された。

同年十一月下旬、詠次は、小池から連絡を受け、城中で面談した。小池は、有馬家の筆並に対する遠近方の回答[12]は、「無給通より筆下、御徒士より筆頭とする」であり、今後、そのとおり心得るよう言い渡した。

詠次は、これを承知せず、再び書面にて郡奉行衆へ異議申し立てをおこなった。しかし、この申し立ても却下され、詠次の訴えは完全に退けられた。憤懣やるかたない詠次は、仮病を使った出勤拒否や命令無視など身勝手な行動を繰り返した。

享和二年（一八〇二）十一月十五日、対応に困り果てた後任の郡奉行粟屋十右衛門は、覚書[13]を作成して郡奉行衆へ事態を報告し、同時に遠近方も知るところとなった。

文化元年（一八〇四）十月、郡奉行所は、本件に関わる過去の事例の調査結果を、次のように報告している[14]。

有馬詠次、郡奉行所ニて役人中と連名猶着席等有之節ハ、孰え着候哉、是迄行形之所申出候様ニと之儀ニ付、致讃談候処、詠次元祖喜惣太儀、郡方え日勤被仰付候節ハ二階へ御役所被相立、役人中と列座事無之、猶諸御用物差出等連名之儀一切無之候、尤郡奉行御役成年始盃事抔ニて出相候節着座之儀、以前の儀ハ覚候ものも無之候得共、詠次父権治并詠次儀本〆役之次座は勿論、筆者役之上座又ハ次座へ着候儀も有之、其節之時宜ニ寄相極りたる儀ハ無之候、三四ヶ年已来ハ右躰之節太概病気ニて罷越不申候、且又郡方悩銀を以役人中并詠次え御心付銀払銀帳ニハ員数之高下ニ寄元祖喜惣太以来代々本〆役之次、筆者役之次又ハ加勢役諸郡山方役之次ニも有馬名前相見次第ハ無之候、一統之心付銀ニ本〆役同様と申儀ハ無之、員数劣り居候事

但、粟屋織江郡奉行御役成之節、郡方役人中并手子中現名付立え諸役人中名前を書立捨以上を調、其先へ有馬

名前を書立一格切之心ニ相調候事
右之外彼是致讃談をも候得共、連名事一向相見不申候事
子ノ
十月　　郡奉行所

一、右之趣申出候様ニと之儀、御手元衆より授ケ有之候付、子ノ十月十日於御城重富三次右衛門より御手元へ相渡置候事

喜惣太の作業場は、郡奉行所役人とは別の二階に設けられており、他の役人と列座する機会はなく、文書に連名することもまったくなかった。権次・詠次の代に至っては着座の機会もあったが、場合によって異なり、決まったものはなかったという。また、御心付銀に関しても、本締役同様ということはないと付け加えている。いずれにせよ、連名事は一切確認できないとの最終報告であった。

そして、この翌月、ついに詠次へ逼塞の処罰が下された[15]。

有馬詠次

右郡奉行へ対シ理不尽之儀申募被懸御問候処、御答之趣ニおゐては不勘弁之儀共申出甚不謂事候、依之逼塞被仰付候事

右之通可被申渡候

ひやし、文化元子ノ十一月四日、親類へ被仰聞候由、遠近方ニて写取候事

以上が、筆並騒動の顛末である。いうまでもなく、この騒動の根源は、郡方地理図師に対する処遇について、有馬家と藩の認識にずれが生じていたことにある。詠次が前掲の演説に認めているように、時には大組同様の扱いを受け

ることもあり、これまでいずれも無給通よりは上席であったという。このような認識のもとで、格下の評定を受けたことは、平素さしたる用務もなく、鬱憤が溜まっていた詠次にとって、なおさら屈辱であったと思われる。

では、そもそも、元祖有馬喜惣太の職務と処遇はいかなるものであったのか、次章で確認してみたい。

二　元祖有馬喜惣太の職務と処遇

有馬喜惣太（一七〇八～六九）は、阿武郡生雲村三谷出身。福原家臣有馬八兵衛正光次男。実名武春。藩御用絵師雲谷等達の弟子となった。享保七年（一七二二）、芝御前（毛利宗広妹皆子）婚礼御用のため御雇となり、元文元年（一七三六）までの一五年間、雲谷家御用としてたびたび出仕した。身柄は繁沢権兵衛（雲谷等直の改姓改名）の育として、宝暦十二年（一七六二）まで二六年間絵図方に勤務した[16]。同年九月、長年の功績に対して高一五石を給され、寺社組郡方地理図師として「寺社組絵師雪舟流弟子家津森小兵衛次座」に加えられた[17]。

喜惣太の士分取り立ての沙汰には、次のように記されている[18]。

有馬喜惣太

右享保七年已来御雇ニて被召出、絵図方被付置、彼是御用数拾年遂其節候、然は諸郡ニて前々論地出来御厄害有之候得共、役人入替も被仰付存知之者無之、喜惣太儀数年心懸宜、御国中地理巧者之儀、右勤功も有之儀ニ付、各別之御沙汰を以米拾五俵被遣之、御家人被召出寺社組え被相加候条、已来郡方定居にして御国中御蔵入給領其外物境諸御控物見合、土地ニよつて絵図等をも調置、明白相分り候様ニ仕、代々其業無怠転可相勤候事

右之通宝暦十弐年午ノ九月晦日、遠近方より御沙汰相成候事
一、分限帳ニも郡方地理図師と書記有之事

喜惣太の役目は、郡方定居にして、防長両国内の蔵入地・給領地そのほかの境界について、記録類を照合し、場合によっては絵図を作製して明確にすることであり、代々その役目を怠転なく勤める、というものであった。

なお、この背景には、以前から諸郡で境界問題が起きている一方で、役人の交代もあって詳しい者がいないという状況があった。喜惣太が「郡方定居」とされた理由は、まさしくこの用務に関する専属の担当者が必要とされたためである。

また、同日付けの藩から郡方への沙汰[19]を見ると、藩が境界問題の解決に本腰を上げて取り組んだのは、宝暦検地が大きな契機となったことがうかがわれる。さらに、御立山についても、帳面だけでなく絵図を作製して管理するよう指示されている。喜惣太登用の理由は、地理巧者としての長年の功績に対する恩賞もさることながら、藩政運営上の事情が大きく影響したと考えてよい。

次に、喜惣太の職務内容をみてみよう。宝暦十二年（一七六二）十月十七日、当職毛利内匠から喜惣太へ具体的な内容が指示されている[20]。以下は、その要約である。

①日々出勤し、当分は、郡方にある古い論地の図や土地関係の古記録を熟覧し、追々御用に役立てるよう、郡奉行から喜惣太へ申し伝えること。

②喜惣太の身柄役筋は郡奉行へ属し、一役所内役人同様の心得にて、いろいろと郡奉行の指示を受けること。もっとも、藩主から絵図等の御要望があった時は、いずれの場合も御要望を受けた者が直接に喜惣太へ伝え、喜惣太

からも直接に提出させること。これ以外は、郡奉行から指示すること。

③手子の事（これについては指示無し）

④紙筆などが必要な場合は、用務が滞らず期限も守られるよう、関係の役所で相談すること。

⑤郡への問い合わせがある場合は、まず郡奉行へ届け出たのち、諸郡へ通達する形式がよろしい。もちろん時々の用務は滞りなくおこなうこと。

⑥諸郡論地の事は、このたび、過去の分を報告する必要はなく、追々指示する。まずは、今後、給領上地の境界が変更される場所もあるので、後年、間違いが生じないように、喜惣太へ他の役人を付けて現地へ派遣し、双方の庄屋ら立会のうえ、万全を期すようにとのことであるので、その時々に郡奉行から申し出て、関係先へ指示すること。

⑦境界の事は、追々指示する。

⑧喜惣太が担当した御用物が完成した際は、藩主御要望のものは格別として、その他は、郡奉行の点検を済ませ、当職の見分を経たうえで、郡方根物として保管すること。

⑨御立山の事は、絵図を含めて考えがあるので追々指示する。御立山の事に関しては、喜惣太から山方役人へ状況を詳しく尋ね、もちろん山方役人も喜惣太へ、同役同然に分け隔てなく相談することがよろしい。さすれば、追々必要な時に役に立ち、効果も上がるので、互いに協議検討し、郡奉行の指示を受けて適切に対処すること。また、諸郡は広域のため、担当者だけでは気づかないこともあるので、御役に立つと思われるあらゆる事に気をつけること。さらには、喜惣太の家業が怠転することがないように、先達て何度もいわれている。これにより、

喜惣太廻郡の際は、家続人を見習いとして若年時から付け廻し、御国中の地理に精通させよとのことであるので、喜惣太父子に毎春一度宛廻郡させ、なにかと用務を命じる。しかし、たびたび藩庫から経費の支出は難しいので、一年に一度宛、廻郡料を郡奉行所で算段すること。もちろん、臨時の場合は藩庫から支出する。

このほか、同年十一月十三日、喜惣太の勤務内容に係る細かな質問に対して、藩から回答があった[21]。その質問事項と、刎紙による回答を要約すると、次のようになる（回答は↓で表記）。

①私は、日々出勤して、古い論地の図やそのほか土地関係の先例を照合するようにいわれている。以前、御矢倉の御用物を照合するために派遣された時、古絵図などがたくさんあったが、当分このような類いの物も照合するのか。また、御矢倉へ行った際は、戸前の符は私の印で済ませてよろしいか。

↓御矢倉へ行く際は、郡奉行所定役同道で、戸前の符は役人相符でおこなうこと。

②御立山御根帳を照合したいが、このことは、石川伝左衛門（郡奉行所諸郡山方）に相談しておこなうべきか。

↓そのとおり。

③紙墨筆などが必要な時はどうすればよいか。そもそも、役人一人当たりいくらと規定があるか。臨時の御用の際は、その時に申請すればよいか。

↓現時点では員数を決めがたい。年間の必要数は年ごとに多少の違いもあり、過去数年間の需要を比較して今後の定数を決める。いずれにせよ、余分が生じないよう心がけること。申請する場合は、郡奉行の奥書を付けるのはいうまでもない。来年一年間は、その時々に申請すること。

④御中間手子一人を特別に付けてもらえないと諸々の御用ができないが。

→一人付けることとする。

⑤絵図等を作製する場合の、料紙の支給と受取り方法について。

→御用の内容によって、そのつど申請すればよい。

⑥絵図を作製する際は、絵具類が少しずつ必要である。

→御用の内容に応じて、申請がありしだい支給する。申請方法は、紙墨筆と同様である。

⑦日々の出勤時は押印の必要があるか。時によっては早朝から御城の御用で出勤したり、また、退出する場合、御蔵元の押印の刻限に間に合わないこともあるが。

→印については何ともいえないので、追って沙汰する。

⑧諸宰判村別の給領地ならびに開作がある場所について石高等の帳面を照合する際に、役所でわかるものについてはそれを見たいが。

→照合を希望する帳面は、詮議のうえで可能である。

⑨藩主の御密用物を作製する場合は、役所内の役人衆が作業場である二階へ上がられるのは構わないか。また、今までの御中間手子はどうか。

→このことは至極御密用に係ることであって、役人が遠慮すべき内容の御用があった場合は、その時々に郡奉行へ報告し、詮議のうえで指示する。

これらの内容から、喜惣太父子へ、用務と修行を兼ねて毎春一度の廻郡が命じられ、藩主の特命を受けた場合は、直接に対応する特例措置が与えられていたなど、これまで知ることのできなかった、喜惣太の具体的な職務内容が明

らかになった。

従来は、「郡方定居」によって、職務範囲は郡奉行管轄に限定されたものと理解されていたが、「防長土図」や「行程記」など大規模な作品が示すように、その能力を存分に発揮する機会は与えられていたのである。

ところで、この筆並一件文書には、宝暦十二年（一七六二）六月二十八日から八月十日まで、喜惣太が、藩主御密用の「元就公御廟所図」・「郡山絵図」作製のために安芸国吉田へ出張し、帰萩後、九月二十八日に用務を完了するまでの詳細な日記が含まれている[22]。

本日記から、出張先での喜惣太は、用命を受けた絵図の作製のみならず、吉田村をはじめ周辺の村々にある毛利家旧跡を、寸暇を惜しんで精力的に踏査したことがわかる。

見逃せないのは、「小瀬川より吉田迄之行程記」（「芸州吉田行程記[23]」）を、帰萩後の九月十五日から二十四日の間に、用務の合間を使って作製したという記事である。さらに、同行程記は藩命ではなく、国元裏判役高須平七の内見に供する目的で作製したと記されている。

また、内用として、藩士坂二郎右衛門（当職手元役）、中村孫右衛門の依頼による絵図も、用務の最後に作製している。このほか、紙墨筆絵具類の調達から仕上げに至るまでの工程が逐一記されており、絵図作製の実務を詳しく知

有馬喜惣太直筆の日記（毛利家文庫遠用物・近世後期2862（24の20））

ることができる。

以上が、喜惣太の職務内容と処遇である。身分については、士分取り立て当初より「寺社組絵師雪舟流弟子家津森小兵衛次座」であった。しかし、「一役所内役人同様」の心得とされ、藩主の用命に直接対応するという特例を受けていたこと、さらに、仕事柄、他の役人との列座や連名事もなかったため、しだいに曖昧になっていったのであろう。このことが、後年における筆並騒動の要因となったと考えられる。

三　郡方地理図師のその後

あらためて郡方地理図師有馬家の歴代を列記してみると左図のようになる[24]。初代喜惣太以後、明治初年の平太まで、六代にわたって受け継がれている（日付は家督。詠次は八兵衛の実子）。

本章では、喜惣太の末裔に関わる様々な出来事をとおして、その後における郡方地理図師の活動状況を振り返ってみたい。

1 有馬喜惣太 ═══ 2 八兵衛 ═══ 3 権次 ═══ 4 詠次（左一郎） ═══ 5 八兵衛 ─── 6 平太

明和六・一〇・一四　安永七・八・二六　寛政九　天保九

（1）郡方地理図師の参考資料

安永六年（一七七七）三月、八兵衛の死後、同人の手元に保管されていた密用物が藩へ返上された。その内容は、次のとおりであった(25)。

有馬八兵衛跡親類曽祢宗与より差出候付立
日本大絵図
摂津国絵図
中国行程記　尾瀬川より吉田迄
同　西ノ宮より大坂迄
合巻同（　赤穂郡久里村同郡佐越迄
　室津より正條村迄
同　大坂より淀（ママ）ニ迄
以上六巻
村役人付取帳
　外ニ細々
又渋谷道元坂より世ヶ谷迄略図

ここで注目すべきは、有馬家に街道絵図「行程記」四巻が保管されていたことである。これらは、山口県文書館所蔵の「芸州吉田行程

「芸州吉田行程記」（郡山城跡部分、福尾猛市郎収集史料22）

記」、「行程記」（従摂津国西生郡大坂至同国武庫郡西ノ宮[26]）、「同」（従播磨国赤穂郡久賀村至同郡佐越浦・従同国揖西郡室津至同郡正條村合巻[27]）、「同」（従山城国続喜郡淀至摂津国東生郡大坂[28]）に該当している。

なお、「行程記」は写本を含めて五五巻が現存している[29]。明和元年（一七六四）の「諸役所控目録」によって、絵図方が「行程記」九巻を保管していたことが確認できるが[30]、前掲の返上目録により、郡方地理図師の手元にも四巻が保管されていたことが明らかになった。「行程記」の装丁が収載区間で異なっているのは、もちろん作製時期の差もあるが、絵図方と郡方地理図師という作製元の違いに起因している。

逆に、郡方から有馬家へ移った資料もある。翌々年の安永八年（一七七九）四月、権次は、先代八兵衛が郡方に置いていた御用物控類の取り下げを許されている[31]。その内容は、以下のとおりである。

ここに記された数々の絵図・図書類は、郡方地理図師が関与した絵図類が多岐にわたると同時に、多くの参考資料を所持していたことの一端を示している（原本は各縦一行書）。

一巡見上使中国拾弐ヶ国御道筋絵図　一石州同壱枚
壱枚　一石見出雲辺同壱枚
一同断御返路筋手鏡奥阿武郡之分壱枚　一舟木才判同壱枚
一萩松本ヨリ徳地大津其外行程記壱折　一朝鮮渡海之同壱枚
一徳山絵図壱枚　一諸郡古実書三袋
一赤間関同壱枚　一同書出シ物壱袋
一九州同壱枚

一長府辺絵図壱枚
一今浦同壱枚
一山品[母]伏見同壱枚
一伏見ヨリ伊勢え之道同壱枚
一対馬之図壱枚
一安芸国元就公御廟所之図壱枚

一岩国領天尾二鹿之図壱枚
一岩国之図壱枚
一諸郡境論絵図壱袋
一長府辺之絵図弐枚
一筑州高田高宮絵図壱枚
一防長小村帳壱巻
一日本道中記壱冊
一御打入之節諸郡之図壱枚
一諸郡里数付壱冊
一地下ニ有之御判物壱袋
一有馬喜惣太役筋問ヶ條壱冊
一筑州氷山近辺所付
一絵図其外名目不相分反古共ニ壱く丶り
右挟箱ニ入候分
一江戸之図壱枚
一浜御屋敷絵図壱枚
一萩ノ同壱枚
一絵図野取壱く丶り
一勢州濃州御手伝一巻一袋
一周防御立山帳壱冊
一木取袋壱つ
一古実物壱袋
一日帳之類拾冊
一上使御通り筋村一紙三冊
右勘文櫃え入候分
一境目書壱く丶り
一絵図壱く丶り
一由来書壱く丶り
一反古之類壱く丶り
一諸々方角付立壱袋
一毛利織部殿知行所津黄田屋原野取
一封シ
一萩ヨリ美祢郡通り小郡え之絵図壱袋
一弘法寺絵図壱枚
一吉田船木干潟絵図壱袋
一吉田松屋同壱袋
一竪ヶ浜絵図壱袋
一上使道里数付壱冊
一先大津堅田采女上地所絵図壱枚
一大野四方辺壱袋
一大津津黄境目書壱袋
一同日置堅田采女上地所同壱袋
右櫃ニ入有之分
一備後備中備前播磨道記四冊
一御両国地理絵図拾三冊
一同由来書七冊
一同境目書拾三冊
一諸給領六歩方上地付立拾六冊
一玖珂郡阿武郡美祢郡赤銅山其外帳

一冊　一諸給領石高付壱冊　一上書無シ境目書壱冊
一論地境目書八冊　一諸郡熊ノ帳石高付壱冊　右書物箱ニ入有之分
一周防三十三番札所観音帳壱冊　一同三井同断壱冊　一御両国御本手領御三家領共ニ絵図
一諸郡一里山中絶諸之沙汰控壱冊　一御一門老中寄組新分限帳壱冊　弐拾五冊
一寺社領四ツ成高之帳壱冊　一大島郡村別石高付壱冊　右壱箱ニ入有之分
一御両国宿々人馬賃銀帳壱冊　一諸郡石高寄せ壱冊　以上七拾九廉
一古実書壱冊　一御両国珍物付壱冊

（2）防長土図の管理

「防長土図」は、明和四年（一七六七）四月に完成した、大型の地形模型である。国域を対象とした近世の地形模型として他に例がなく、晩年の有馬喜惣太が、長年にわたって蓄積した知識と情報を注ぎ込んだ、まさしく集大成に相応しい作品である。

本図は、完成後に喜惣太へ御預けとなり、萩城御矢倉へ保管され、定期的な風入と補修が命じられていた。また、出火の際は、喜惣太本人が御蔵元へ出向いて両人衆へ報告したのち、郡方で待機する決まりになっており、もし足痛で出向けないときは、世悴八兵衛の代理が許されていた[32]。なお、安永六年（一七七七）三月、所管が郡方から新御宝蔵方へ移されている[33]。

ちなみに、寛政九年（一七九七）七月、当時は詠次が土図に対応し、権次が郡方で関係資料の風入をおこなってい

たが、権次の隠居にともない、一人で双方の対応は無理との願いが聞き届けられ、郡方での風入が免除されている。[34]

（3）廻郡の嘆願

郡方地理図師にとって、家業を怠転なく受け継ぐためには、廻郡による現地視察と実践が欠かせなかった。前述のとおり、喜惣太父子に対しては、毎春一回の廻郡が命じられていた。しかし、藩財政逼迫の影響で、二代八兵衛以後は、廻郡を許されない状況であった。それゆえ、三代権次は、相続以来一度も廻郡しておらず、それにともなって、すでに勤務に適う年齢になっていた跡取り詠次の付け廻りも、まったくない状況であった。権次はこの状況に居たたまれず、二度にわたって藩に廻郡を嘆願した。

権次の覚[35]には次のように記されている。「相続以後、御倹約のため廻郡が許されず、現地の状況がわからないまま、以前の資料を使って何とか用務をおこなっている。しかし、今後御倹約が解けて廻郡を命じられても、自分はもはや六十歳余の老齢である。悴左一郎（詠次）は二十歳余になり、絵の勉強もしているので、ぜひ国中に出張させて欲しい。その際は、明細絵図（一村限明細絵図）を借り受けて、現地と照合するなど精力的に修行すれば、必ず御役に立つようになる。単独で無理ならば、山方役人の出張に帯同させて修行させる方法もある。若年者ではあるが、どうか修行や用務の機会が与えられ、家業が成り立つよう御願いしたい」と。

この嘆願が通じたのか、寛政二年（一七九〇）十月十三日、郡奉行所山方役人の用務に支障があった際に、詠次が同役同様に郡方へ出勤し諸郡へ出張することについて、郡奉行所から当職毛利内匠へ伺いが立てられている。[36]

しかし、のちに詠次が提出した廻郡についての覚[37]（年不詳五月）には、「今以其儀無御座候」と記されており、この

出張は認められなかったようである。なお、この覚には、地理図師の実務に関する興味深い記述が多く含まれているため、長文であるが以下に掲げておく。

覚

私家業地理絵図之儀は、治世乱世共地之利明細書分様他え不伝秘事多御座候、譬は初て其地を見新図調候儀御座候共、一ヶ所ニ数日懸り候てハ事ニ依り急場之御用立不申、其地形一遍見分仕、即時明細ニ書取又は忍ひて調候事も御座候、其内ニハ勿論御軍用ニ相立候事多御座候、是皆兼て現地え向心見追々執行不仕候ハては、伝書計ニて落着相成不申儀多御座候、然ル間、元祖以来年々廻郡被仰付候様被仰渡御座候ニ付、元祖已後代々廻郡之儀申出候へ共、御倹約内は不被差廻との御事ニて、今以其儀無御座候、其後は業筋之儀明細ニ心得候者無御座候、偖又下地之手練無之候てハ、譬現地見分仕候ても不分明事御座候、土図等之儀は別て六ヶ敷儀ニ付、私儀年来伝書之前を以下地之執行仕、太概落着仕居候へ共、現地ニて追々執行不仕候ハては不相叶事数多御座候、勿論私家筋之外同業無御座候、然ル処、秋田九左衛門儀私家之弟子ニて絵図之業ニ御取立被成、只今ニてハ同業之様ニ御座候へ共、地道之絵図且々相調候事計ニて都合之儀計相授ヶ有之候、伝受事は一子相伝ニ仕有之候ニ付、一向ニ他え授ケ不申候、右ニ付何そ限有之御用之節は私家筋にて

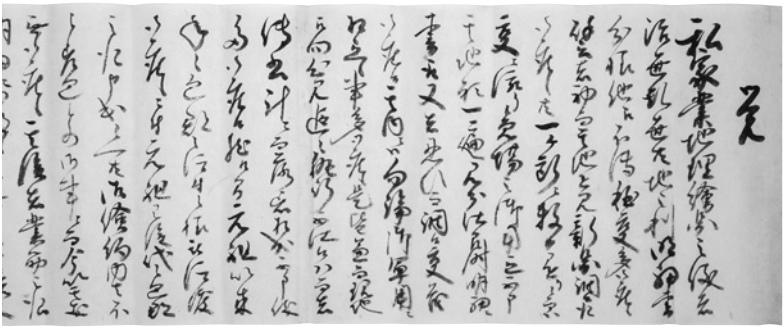

覚（有馬詠次見習事）（部分、毛利家文庫遠用物・近世後期3212）

無御座候ハては相分り不申、地道之絵図之儀ニも段々物々ニて其趣書分ケ様習御座候へ共、此儀も悉伝受は無御座候、有掛り之絵図面ニて御座候へは孰れニても相済申候、然ル間、絵を書候計ニては不相成候事多御座候間、私家業立被置候処、只今ニては家業次第ニ未熟ニ相成、限り有之節之御用立ニ相成兼気之毒千万ニ奉存候、何卒追々現地見分被仰付候ハヽ、往々執行仕地理之儀ニ付ては御両国内は勿論他国異国等ニても随分明細ニ相分、地理分明早書之術等伝書不残巨細ニ手練仕、限有之節之御用ニ相立候様相成度存念ニ罷居申候、御倹約内之儀ニ付、夫而已ニて被差廻候ハヽ、御雑佐(作)入之儀も御座候ハヽ、何卒私身分相応之諸郡廻郡相成候様御役端被仰付廻郡被仰付被下候様奉願候、左候ハヽ、右序を以追々執行可仕候、私儀至て小身者ニて家子育候手段も相成益々軽之儀故、今之通捨置候てハ至後世業筋之儀怠転可仕候気之毒千万ニ奉存候、偏ニ御心入を以願之通被仰付被下候様奉願候、此段宜被仰歎可被下候頼存候、以上

五月　　有馬詠次（花押）

鈴川二郎左衛門殿

さらに、年不詳七月付けの演説[38]では、「廻郡日数は年間三十日程度では如何か」との藩からの打診に対して、「それでは不十分であり、春秋各六十日が必要である」と述べ、さらに「喜惣太の時代は御用も多かったため、規定以外に出張もあり、年間の半分は廻郡した」と言及している。そして前掲の覚と同様に、「単独では無理でも、他の用務にあわせて出張を命じられれば、用務の傍らに現地を見廻ることができるので、何卒御許可をいただき、家業存続に努めたい」と締め括っている。

以前に比べて出張が認められない状況は、郡方地理図師に限ったことではなく、格上の絵図方（大組）にとっても

同様であった。文化三年（一八〇六）二月、絵図方平田仁左衛門敦則も、廻郡についての嘆願書[39]を提出している。

以上のように、藩財政逼迫の状況下では、郡方地理図師など、出張・滞在に経費がかかる役職は、より厳しい規制を受けていたと思われる。

しかし、その一方で、当面必要に迫られた用務がなかったことを裏付けており、絵図作製者たちの、家業存続に対する苦悩が察せられる。

（4）伊能家での修行

詠次は、文化十四年（一八一七）、文政二年（一八一九）の二度にわたり、江戸の伊能勘解由家での修行を許されている[40]。もちろん、単独の修行ではなく、江戸御番手として出張中に、用務の間合いを見計らってのことであった。

有馬詠治[次]

右家業之地理道為稽古、公儀衆稲[伊]能勘解由方え御用之間相々々罷越度申出、如願被遂御許容候事

卯閏[文政二年]四月十六日、矢倉方え渡之

先格

文化十四年六月廿二日、有馬詠治

御意口上

これは、文化三年（一八〇六）から同十年（一八一三）にかけておこなわれた、伊能隊の防長両国測量が刺激となったことはいうまでもない。ともあれ、有馬家代々のうち、唯一判明している藩外での修行例である。

（5）郡方定居の差除願い

天保二年（一八三一）、詠次は、郡方定居を引かせて欲しいと願い出た[41]。

演説には、「二代八兵衛以降は、日勤・廻郡もなく、僅かな内用物以外はさしたる用務もないため、このままでは何の御役にも立たない。また、郡方定居でなくとも、御用の際は出勤して用務をおこなう所存なので支障はない」と記している。

さらに「真之御内咄手控」として、苦しい心情も吐露している。

そこでは、「このたびの筆並の問い出しを巡って、最終的に従来のとおりとの回答を得たが、邪念が残り、今だに諸々の折り合いが悪い。郡方定居については、先祖以来忌み嫌っており、自分も何とか堪え忍んできた状況である。悴平太（ママ）は養子で未熟者であり先々不安なため、相続を断ろうとも思ったが、小身ゆえ、ほかに相応の養子も見つからない。このままでは子孫も修行を怠りがちで、家業の存続が覚束ない。現在、郡方においてさほど重要な仕事もなく、自分たちの用務は、問題が起きた時にこそ役目を果たすべきものであるため、このまま郡方定居であれば逆に問題が生じ、それこそ家業廃衰に至るやもしれない。ついては、子孫共々修行に励み、いざという時の御役に立てるようにするので、郡方を引かせていただきたい」と訴えている。

詠次の言い分は、筆並騒動の遺恨に根ざすところも多いが、一方で、二代八兵衛以後の郡方地理図師を取り巻く環境が、決して恵まれたものではなかったことを示している。

しかし、この後に、詠次が郡方定居を解かれたことを示す文書は確認できず、安政二年（一八五五）の「分限帳[42]」

には、「郡方地理図師 有馬八兵衛」の名がみえることから、実現しなかったと考えられる。

（6）もう一つの地理図師秋田家

萩藩の地理図師には、有馬家のほかに秋田家があった。後藤孫助は、有馬喜惣太の弟子であった関係から、安永七年（一七七八）十一月五日、秋田家に養子入りし、地理図師として家業を命じられている(43)。

安永七戌十一月五日

三十人通地理図師
秋田孫助

但、是迄三十人通

右父秋田新太郎小身ニて相応之養子無之、後藤七右衛門組九郎右衛門二男孫助地理図師有馬喜惣太弟子ニて絵業一巻巧者ニ付、孫助一代家業トして養子被仰付候様願出被差免居、孫助家督家業無断絶様ニと御奉書被仰出、永代被仰付との儀候事

ちなみに、同年八月、権次が有馬家を嗣いでおり、ほぼ同時期に、二つの地理図師家が新たな門出を迎えたことになる。

天明三年（一七八三）、地理図師秋田九左衛門（孫助）は、絵図方に出勤して、以後一八年間にわたり、明細絵図の作製ならびに絵図の書き継ぎや手入れなどに従事した(44)。寛政三年（一七九一）二月、御宝蔵保管の御両国大絵図（元禄国絵図）、境目絵図、御国縁絵図の写しを作製し(45)、同年十一月、絵図方平田仁左衛門とともに国目付御用の絵図を作

製し、巡見に随行している。[46] なお、この際の肩書きは、「地理図師御高札方筆者兼帯」であった。

その後も、寛政四年（一七九二）、平田とともに芸州大竹村と岩国領脇村の境目争論に関する用務を命じられ、江戸へも出張している。[47] 寛政八年（一七九六）に地理図師勤功一四年、同十二年（一八〇〇）には勤功一八年により御声懸かりの褒美を受けている。[48]

一方、この頃の有馬家は、まさしく筆並を巡って揉めていた時期である。同じ地理図師ながら、「郡方定居」の有馬家と、制約の少ない秋田家の違いも考慮すべきだが、秋田家の躍進の裏には、この騒動の影響があったかもしれない。

秋田家は、二代次兵衛に至っても実働の機会を得ている。天保十三年（一八四二）四月の羽賀台測量、[49] 同十四年の藩士から差し出された備印、鍵幟、差物などの図面作製、[50] 弘化元年（一八四四）の長府領民本藩領永否所標木撤去事件対応、[51] 文久三年（一八六三）七月の御用所記録書調兼帯、[52] 慶応二年（一八六六）の山口出張、[53] 同年八月の芸石絵図写し取り等の急務遂行に対する褒賞を吟味される[54]など、絵図方との連携を含めて、幕末期の活動は盛んであった。

このほか、秋田家の関連事項として、慶応二年（一八六六）七月、次兵衛の弟子細工師五十部吉蔵が、前記の次兵衛の山口出張により、当分の間、手伝いとして絵図方出勤を命じられている。[55] また、次兵衛嫡子吉之進が、御用絵図方手伝いのため、鍾秀隊士としての石州出張を解かれている。[56]

一方、この時期の有馬家の公的な活動は、前記の詠次による伊能勘解由家への修行のみである。意外にも、記録上で見る限り、有馬家より秋田家の方が多くの実績を残している。

おわりに

有馬家は、喜惣太一代の功績で、郡方地理図師としての地位を得たが、その後は、太平の時代、御倹約の時世にあって用務に恵まれず、家業存続に日々苦悩していた。

しかし、時代が変わり、幕末の動乱期を迎えると、海防や幕長戦争などの非常事態によって、まさしく詠次のいう「治乱肝要之節之御用ニ相立候大業」[57]である地理図師が必要とされる時代がやってきた。だが、すでに地理図師としての優位は、秋田家に移っていたようにみえる。当時の当主八兵衛の心情は、いかなるものであったろうか。

明治元年（一八六八）十一月二十四日、絵図方は廃止され、絵図類その他は民政局へ引き渡しとなり、地理図師秋田治兵衛は民政主事附属とされた[58]。そして明治三年（一八七〇）五月二十一日、地理図師有馬平太・秋田治兵衛は、絵図方平田小右衛門とともに家業を解かれている[59]。ここに、元祖喜惣太以来、およそ一一〇年の長きにわたって活動した萩藩郡方地理図師は、その役目を終えることとなった。

なお、有馬喜惣太の肩書きを、「萩藩絵図方」と記す場合がある。これは、いうまでもなく、喜惣太が、宝暦十二年（一七六二）九月、郡方地理図師に任命されるまでの、絵図方付置き時代に限ったことである。あくまで、絵図方は、大組厚母家から同平田家が、そして地理図師は、喜惣太以後、寺社組有馬家と三十人通秋田家が代々受継いだ家業である。もちろん、両者が共同で用務を遂行することは多かったが、本来、その職務と地位は別であることを認識しておかねばならない。

註

（1）「譜録　厚母与三房清」（毛利家文庫二三譜録あ六四）、「考績抄御賞美先例」（毛利家文庫二二諸臣一七九）。なお、「役人帳　十ノ二」（毛利家文庫一〇諸役五四（三一の二七））には、厚母以前に兼重和泉、羽仁下総の名がみえるが、任免年月日は記されていない。また、兼重の「譜録」にも絵図方の役職名はみえない。したがって、現段階では厚母の就任を以て絵図方の設置とみなしておく。以下、厚母家から平田家への絵図方の引継ぎについてまとめておく。元禄十三年（一七〇〇）七月、厚母四郎兵衛就種の病死により、嫡子四郎兵衛房信が相続した。同年十二月、四郎兵衛房信の実弟平田仁左衛門敦恒が、御陣僧より還俗して無給通に加えられ、四郎兵衛房信の弟子として絵図方御用筋見習いを命じられた。宝永五年（一七〇八）八月、平田仁左衛門敦恒は、遠近付にして家業を命じられ、厚母家からの引継ぎを指示されている。そして正徳三年（一七一三）六月、厚母四郎兵衛房信が退任し、平田仁左衛門敦恒が絵図方に就任した。こののち、平田家が、絵図方を家業として世襲することになる。なお、平田家は、享保五年（一七二〇）十二月、支藩領などを廻郡する際の身分を考慮され、大組に格上げされている。また、井上武兵衛の絵図方就任（享保五年〈一七二〇〉十二月～宝暦五年〈一七五五〉三月）は、本文に記したとおり、特命による人事異動であり、井上家に受け継がれたものではない。このほか、本稿に記した絵図方・郡方地理図師関係の事績については、拙稿「萩藩絵図方関係年表」（『山口県文書館研究紀要』第三八号、二〇一一）、同「同（図版編）」（『同』第三九号、二〇一二）を参照。ただし、両稿とも増補訂正中。

（2）「地下上申絵図」。旧藩別置。当館蔵。

（3）「地下上申」。旧藩別置。当館蔵。

（4）「寺社由来」。旧藩別置。当館蔵。

（5）毛利家文庫三〇地誌五七。

（6）毛利家文庫三〇地誌四一。

（7）山口県立山口博物館蔵。国指定重要文化財。詳細については、拙稿「有馬喜惣太製作『防長土図』について」（『山口県立山口博物館研究報告』第一六号、一九九〇）を参照。

（8）「寺社所え之御沙汰物写（有馬喜惣太御家人召出につき）」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六一（二四の三））。「譜録 有馬喜惣太武春」（毛利家文庫二三譜録あ一〇六）。

（9）「御改正一件」（毛利家文庫九諸省二七八（三の三））。

（10）毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二。

（11）「〔書状・演説など一件〕」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の二四））。

（12）「覚（有馬詠次筆並願い）」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の一八））。

（13）註（11）に同じ。

（14）註（11）に同じ。

（15）註（11）に同じ。「諸事小々控」（毛利家文庫三一小々控一九（四九の四））。ちなみに、文化元年（一八〇四）十一月二十三日に逼塞が許されており、処罰の期間は二〇日間であった。

（16）「寺社所え之御沙汰物写（有馬喜惣太御家人召出につき）」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六一（二四の三））。

（17）「享保十七年以来無給通已下業人取立没収業抜業替階級進退知行増減等附立」（毛利家文庫一〇諸役四）。

（18）註（8）に同じ。

（19）「〔給領田畠改につき有馬喜惣太え御蔵入給領物境分明仰付の事〕」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の二二））。

（20）「有馬喜惣太郡方役人え被召加ニ付申出之廉々之内上御思召之旨有之分」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の六））。

（21）「御問之廉書」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の二三））。

（22）「宝暦十二午八月十日ヨリ九月廿四日迄御前御密用被仰付候諸控」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の二〇））。表紙には、「九月二十四日迄」と書かれているが、実際には二十八日まで記事がある。

（23）福尾猛市郎収集史料二二。当館蔵。本図の作製年に関しては、先に宝暦十二年六月と推定したが（拙稿「近世街道絵図「行程記」の路線図について」（『山口県文書館研究紀要』第三六号、二〇〇九）、本史料によって、同年九月に

確定した。また、萩～吉田間の行程記として作製された可能性について言及したが（同「芸州吉田行程記」について」（『同』第三三号、二〇〇六）、当初から現状どおり「小瀬川～吉田間」であったことが判明した。

（24）有馬家の家系については、山本正大「有馬喜惣太とその家系」（『山口県地方史研究』第三五号、一九七六）参照。

（25）「安永八酉三月有馬八兵衛跡ニ有之候絵図類御密用物上御用へ相渡竹内吉左衛門受取在中」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の二一（2））。

（26）毛利家文庫三〇地誌四一（二五の二一）。

（27）毛利家文庫三〇地誌四一（二五の二〇）。

（28）毛利家文庫三〇地誌四一（二五の二二）。

（29）拙稿「近世街道絵図「行程記」の路線図について」（『山口県文書館研究紀要』第三六号、二〇〇九）。

（30）拙稿「「諸役所控目録」に見る萩藩絵図方作製の絵図」（『山口県文書館研究紀要』第三五号、二〇〇八）。

（31）「安永八亥四月郡方地理図師有馬八兵衛御用物控郡方ニ有之分死去之後同性権治より取下之儀申出、安永八亥四月八日益越中殿へ相渡候様ニとの御事ニ付右付立之控」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の二一（1））。

（32）「御当職所日記」（毛利家文庫一九日記二二（一七八の一一））。

（33）「受取（有馬喜惣太調之ほり抜図新御宝蔵受ニ被仰付候ニ付、兼重忠左衛門請取在中）」（毛利家文庫遠用物・近世後期一八八七）。

（34）「覚（郡方風入役差除願い）」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の一二））。

（35）「覚（悴佐一郎廻国同伴の事）」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の九）、「覚（悴佐市郎見習ニ付き嘆願）」（同二八六二（二四の一〇））。

（36）「郡方地理図師有馬権次嫡子佐市郎廻郡に付伺」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の一一））。

（37）「覚（有馬詠次見習事）」（毛利家文庫遠用物・近世後期三二一二）。

（38）「演説（有馬詠次見習事）」（毛利家文庫遠用物・近世後期三二一三）。

（39）「覚（絵図方廻在の事願書）」（毛利家文庫遠用物・近世後期九二七）。

（40）「御意口上控」（毛利家文庫三八御意控一五（四三の三九）、同一六（三二の一））。なお、詠次は、文化十年（一八一三）六月にも伊能家での修行を申し出て、郡奉行衆から当職堅田就正へ進達されている。ただし、実際に修行を許可した文書は確認できていない。

（41）「演説并真之御内咄控」（毛利家文庫遠用物・近世後期二八六二（二四の二二））。

（42）「分限帳」（毛利家文庫五二給禄七一・一三七）。『萩藩給禄帳』（マツノ書店、一九八四）。

（43）「享保十七年以来無給通已下業人取立没収業抜業替階級進退知行増減等附立」（毛利家文庫一〇諸役四）。

（44）「考績抄御賞美先例」（毛利家文庫二二諸臣一七九（一四五の五九））。

（45）註（44）に同じ。国絵図写本の作製経緯は、拙稿「萩藩絵図方関係年表」（『山口県文書館研究紀要』第三八号、二〇一一）参照。

（46）「上使一件御用相調候役人付」（毛利家文庫二柳営四二（一〇二の三八））。

（47）註（44）に同じ。「御国目付加藤靱負近藤三左衛門来藩一件録」（毛利家文庫二柳営四二（一〇二の五三））。

（48）註（44）に同じ。

（49）「講武秘策二」（毛利家文庫一五文武四〇（一五の二））。

（50）「講武秘策二十」（毛利家文庫一五文武四〇（一五の一一））。

（51）「先大津宰判島戸永否床御本手領長府領論地一件」（毛利家文庫九諸省二〇四）。

（52）「諸記録綴込」（毛利家文庫三二部寄一一（二七の一五））。

（53）「奉書控」（毛利家文庫三七奉書三七（五の三））。

（54）「奉書控」（毛利家文庫三七奉書三七（五の四））。

（55）註（53）に同じ。

（56）「諸記録綴込」（毛利家文庫三二部寄一五（一四の一三））。

（57）註（41）に同じ。

（58）「御改正一件」（毛利家文庫九諸省二七八（三の一））。

（59）註（9）に同じ。